



Safety and Health

安全と健康

今月のおススメ改善事例

No.239

【パキスタンの紙加工工場の改善事例】

写真1：機械の修理をする部署、壁一面の堅牢で大きな棚に工具や材料を保管

写真2：原料の紙の置き場、リフト等の運搬機が紙のロールへ追突することを防止するためのフェンス

写真3、4：火災源により消火器を使い分け、色分けして表示

【写真1】



【写真3】



【写真2】



【写真4】



- 東京労働局交渉行います…2
- 第3回定例会報告
「リスクマネジメントの基本とその応用」…3
- 第14回じん肺プロジェクト報告…4
- 職場の取り組み・あれこれ…
・めざすは現場意見を吸い上げる環境づくり…5
(江戸川製缶)
- ・職場巡回が活動の柱…7
(港区学校給食事業安全衛生委員会)
- 資料：2003.3.25 東京労働局要請内容…8
- 地域から・相談から…
・インドネシア研修生の労災 審査請求を棄却…11
- ・特養ホーム寮母さん夜勤中、利用者の移動で転倒…13
- 2003年・新リレーエッセイ 邂逅(出会い)…14
- センター活動日誌&スケジュール…16

特定非営利活動法人

東京労働安全衛生センター機関紙

〈頒価〉200円

発行人：平野敏夫

住所：〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F

Tel (03)-3683-9765 Fax (03)-3683-9766

E-mail etoshc@jca.apc.org

Homepage URL <http://www.jca.apc.org/etoshc/>

振替：【郵便】00160-8-183157

【中央労金亀戸支店】284-1612779

発行日：2003年2月28日



地域から・相談から…

インドネシア人研修生の労災審査請求を棄却

労使参与は全員見直しを求める

センター事務局長 飯田勝泰

新潟労働局の渡邊繁巳労災保険審査官は、2月25日付でインドネシア人研修生Dさんの審査請求を棄却する決定を行い、決定書を代理人に送付した。すでにDさんは今年1月末に2年間の技能実習を終了して本国に帰国している。残念な結果をインドネシアの彼に伝えるのは少々気が重い。

■研修であっても労災

Dさんは(財)中小企業国際人材育成事業団(アイム・ジャパン)の研修生として2000年2月に来日し、1か月の座学研修後、3月より新潟県南蒲原郡の金属製品製造業T製作所に鍛造作業の研修生として配属された。

8月7日、Dさんはプレス機械の調整中、左手を機械に挟まれ、示指を切断した。その後、Dさんは東京の別の事業所で技能実習生として働いていたが、研修生だったときの負傷は労働災害ではないかと思い、サポート団体に相談した。そして、昨年3月、障害補償給付の請求を三条労働基準監督署に行った。5月、三条労基署はDさんの労災を認めなかった。そのため新潟労災保険審査官に審査請求をした。

■事業主に悪知恵を指南

今回の審査請求の争点は、当時研修生だったDさんを労働者として認めるかどうかにあった。

審査官はDさんの主張する事実を認めなかったばかりか、研修生に対しては労働者性の判断基準は当てはまらないとし、次のような判断を示した。

- ① 時間外研修はDが負傷のため研修から遅延した時間を取り戻すものだった。
- ② 時間外手当は事業主の私的な財源から支出されおり、他の研修生の処遇との均衡も考慮した温情的なものだった。
- ③ OJT形式の研修では外見上は他の労働者と区別できないのは当然で、使用従属性、専属性、代替性等の有無等の判断要素は意味を持たない。
- ④ 非実務研修がわずか2時間しかなくても研修全体の適格性の評価に重大な支障がない。
- ⑤ 時間外作業が5月から行われていたという事実は確認できない。
- ⑥ 事業場の安全措置が適正でなくとも、労働者としての評価とは無関係。

審査官は、事業主側にそつた事実認定をしてお

り、Dさんの証言、代理人が提出した証拠資料を全く評価していない。Dさんは被災する3か月前から時間外研修（残業）を命じられていたが、その事実を絶対に認めず、負傷後に休んだ時間を取り戻すための研修として合理化している。よくも言い抜けたものである。

時間外手当を「事業主の温情的なもの」としたのは、賃金と認めないための方便にしか過ぎない。研修生の残業代を正直に賃金台帳に記載する経営者がどこにいるだろうか。審査官が決定書で指南しているとおり、ポケットマネーから出したことにすればお咎めはない。むしろ「温情的な経営者」として労基署やアイムジャパンから表彰されるのではないか。どうしたらうまく研修生を使えるかの悪知恵を授けているとしか考えられない。

■全参与が再考を求めたにもかかわらず……

その上、審査官は決定書のなかで、厚生労働省の労働者性の判断基準は研修生には当てはまらないという新説を展開している。しかし、審査官は自分の書いた決定書をもう一度読み返すべきだ。決定書本文には、判断の要件として、「(研修生は) 実態によっては労基法上の労働者に該当することとなる場合も生じるとされており、請求人の研修の実態に基づいて判断することとなる」と述べている。要するに、研修の実態などどうでもよく、「研修生のやることは何でも研修」と言いたいのであろう。厚生労働省の判断基準をも無視した暴論だ。

審査官が決定する前に開催する参与会では、異例にも労使4名の参与全員が「研修生は労働者の可能性があるため、再考願いたい」旨の意見を提出した。労働側はもとより、使用者側も研修生の実態をよく承知しているからであろう。全参与一致での意見の重みははかりしれない。許し難いことに、審査官は参与の意見も無視したのである。

■外国人研修生制度のまやかしを暴く

厚生労働省、受け入れ機関、事業主は、三位一体となって矛盾に満ちた外国人研修生制度の実態を隠蔽している。それどころか甘い汁を吸っている。救われないのは、食べ物にされる研修生たちだ。

政府はこの制度を見直すどころか、もっと拡大する方向を示している。まやかしの外国人研修生制度をこれ以上続けさせるわけにはいかない。

Dさんの労災事件をきっかけに、外国人研修生の就労実態を暴くとともに、もっとまともな制度となるよう運動していきたい。

●特養ホームの寮母さん

夜勤中、利用者の移動で転倒

腰・頸椎の痛みを業務上認定

大田区にある特別養護老人ホームの寮母として勤務していたAさん（女性・40才）は、昨年6月、夜間勤務中の事故によって腰、肩、首への痛みで悩まされることになった。

■利用者をかばいながらの転倒

6月のある夜、入所者をポータブルトイレへ移動させようと抱きかかえたAさんは、脱力した入所者の体重に耐えかね、相手を抱きかかえたまま転倒した。腰に激痛が走ったAさんだったが、副主任から「帰らないでくれ」と頼まれ、痛みを押して勤務を続けた。その後、2日間も仕事を休めなかった。

Aさんが、医療機関を受診できたのは事故から3日後のことだった。頸椎症神経根症と診断された。その後首から肩にかけての痛みとしびれでしばらく職場を休まざるを得なかった。

主治医から「このままの状態が続くなら入院してみても」とアドバイスされ、職場に相談すると「職場を一端辞めて治療に専念してはどうか」といわ

れ、退職届にサインさせられた。

■既往があっても増悪分として請求すべき

一方、医療機関に労災の申請書を持っていったところ、主治医の態度が硬化し、「労災には出来ない」「あなたは以前にも肩痛などで受診した経過がある」などと、露骨に労災申請を嫌がった。

困ったAさんはとりあえず国保で治療をしたものの、やっぱり納得できず、体調が落ち着いた段階で大崎労政事務所に相談。労政からの連絡を受けたセンターは改めて労災申請をしたいというAさんとともに、主治医を訪問した。

そして、「以前の受診と今回の受診の間には、空白があり継続したものを見るべきでない。今回の症状は、6月の転倒災害をきっかけに新たに生じたものであり、既往があっても転倒を境に増悪した痛み・しびれについて労災請求することは充分可能なので協力してほしい」と要請し、主治医の了解を得ることができた。やっとAさんは労災申請することができた。そして、年末、大田労働基準監督署は当然ながらAさんの発症を業務上認定した。

（事務局 内田）